

# 戸籍謄本等交付申請書（郵送用）

長和町長 あて

## ① どなたの証明書が必要ですか？

記入日 令和 年 月 日

本籍			
フリガナ		フリガナ	
筆頭者	(明・大・昭・平・令 年 月 日)	必要な方の氏名 〔 個人(抄本) 〕 〔 身分証明の場合 〕	(明・大・昭・平・令 年 月 日)

## ② 何が必要ですか？

戸籍		除籍		改製原戸籍		身分証明書	独身証明書	その他の証明 〔 〕
全部(謄本)	個人(抄本)	全部(謄本)	個人(抄本)	全部	個人			
通	通	通	通	通	通	通	通	通
1通	450円	750円		750円		300円	お問合せください	
附 票		※戸籍の附票を請求される方						
全部	個人	証明の必要な住所を記入してください				<input type="checkbox"/> 本籍地・筆頭者記載希望 <input type="checkbox"/> 住民票コード 記載希望 本籍・筆頭者・住民票コードが必要な場合 提出先・使用目的を明記してください		
通	通	〔 〕						
1通	300円							

\* 附票・身分証明書・その他の手数料は本籍地により異なりますので、お問合せください。

## ③ 申請者はどなたですか？

申請者	住 所			
	フリガナ 氏 名		電話番号	昼間の連絡先
	戸籍に記載されている人との関係	本人・夫・妻・子・祖父母・孫・その他( )		
使いみち 該当□に チェックし 具体的に 記入して ください。	<input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 公的年金申請			
	<input type="checkbox"/> 名義変更など ( )と( )の関係の証明が必要			
	<input type="checkbox"/> 相続 亡くなった方 〔 〕	<input type="checkbox"/> 出生から死亡まで( 通ずつ)必要 <input type="checkbox"/> ( )から( )まで( 通ずつ)必要 <input type="checkbox"/> 死亡記載のみ( 通)必要 <input type="checkbox"/> ( )と( )の関係の証明が必要		
	<input type="checkbox"/> その他			
提出先・使用目的 ※直系親族以外の方、受理 証明・記載事項証明が必要 な方は必須		提出先:  使用目的:		
最近戸籍の届出をされた場合		出生・婚姻・死亡・離婚・その他( )届を 月 日に 市・区・町・村役場に届出		

**※同封するものは次のページ「郵送による戸籍謄本等請求手順」の内容をご確認ください。**

## 郵送による戸籍謄本等請求手順

同封していただくもの	ご確認いただきたいこと
①戸籍謄本等交付請求書 (郵送用)	・必要事項を漏れなくご記入ください。
②手数料(定額小為替)	・手数料分の定額小為替を郵便局で購入してください。 ・出生から死亡までの連続した戸籍を請求される場合、手数料は3,000円前後ご用意お願いいたします。(あくまでも目安になります。不足の場合は不足分の定額小為替を再送していただきます) ・急ぎの方は手数料を多めにご用意してください。 ・使用しなかった分については返却いたします。
③本人確認書類の写し	・マイナンバーカード(表面のみ)・運転免許証・健康保険証等 ・請求者の氏名及び住所が確認できるようにコピーしてください。
④返信用封筒と返信用切手	・返送先は請求者の住所(住民登録地)です。代理人が請求する場合は代理人の住所(住民登録地)です。 ・郵送料が不足の場合は、不足分着払いで対応させていただきます。 ・急ぎの場合は速達分で用意してください。 ・勤務先や一時滞在地への送付はできません。
⑤その他	・戸籍を本人、配偶者、直系親族以外の方が請求する場合、または身分証明書及び独身証明書を本人以外の方が請求する場合は委任状が必要です。 ・親族が請求する場合は、続柄のわかる戸籍の写しを入れてください。(請求する市町村に戸籍があり確認できる場合は不要)

長和町へ請求する場合は下記へ郵送してください。

〒386-0603 長野県小県郡長和町古町4247-1 長和町役場 町民福祉課窓口係  
 代表 TEL 0268-68-3111 (内線111)  
 直通 TEL 0268-75-2073

### 注意事項

- ・ プライバシーの侵害または差別的な事柄につながるような不当な請求には応じられません。(戸籍法第10条)
- ・ 偽り、その他不正手段により交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科せられます。(戸籍法第133条)
- ・ 附票請求の場合、証明が必要な住所を記入していただいても現在の附票に載っていない場合があります。
- ・ 交付請求書には必ず連絡先電話番号のご記入をお願いします。申請に不備等があった場合、連絡が取れず手続きが遅くなる場合があります。
- ・ 請求から往復の郵送日数を合わせ、1週間ほどかかりますので余裕を持って申請してください。